

## ～ リスクアセスメント導入に向けたSTEP5 ～

| STEPUP項目   | チェック   |
|--|--|
| <b>STEP 1</b> トップがリスクアセスメント導入に向け方針の表明を行いましょう<br><b>【方針の表明の例】</b><br>全従業員が、安全で健康に働くために、職場に潜むリスクの低減を図るため、リスクアセスメントを2013年3月末までに、全職場に完全導入する。   | <input type="checkbox"/>   |
| <b>STEP 2</b> 安全衛生委員会で審議しましょう<br>1 担当部署、責任者、スタッフをどうするか<br>2 実施方法をどうするか<br>・何に対して危険性・有害性をアセスメントするか（参考：リスクアセスメント指針）<br>・いつ実施するか（新規設備導入時、作業内容変更時、災害発生時など）<br>・見積り・評価基準をどうするか<br>・シート（様式）をどうするか<br>・実施単位、実施メンバーをどうするか<br>・実施したものを誰が（部署）管理するか | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| <b>STEP 3</b> 導入に向けた計画書を作成しましょう<br>・部外教育の活用<br>・スタッフ教育<br>・トライアル   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |
| <b>STEP 4</b> トライアル（試行）から始めましょう<br>・問題点の抽出から改善<br>・効果の確認   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |
| <b>STEP 5</b> 水平展開による全職場展開   | <input type="checkbox"/>   |



### ～ 情報の入手はインターネットで！ ～

- 各種リーフレットの入手には  
 厚生労働省HP へアクセス！ (<http://www.mhlw.go.jp/>)  
分野別の政策 雇用・労働 労働基準 → 施策情報（安全・衛生）  
 → リスクアセスメントについて
- 法令、災害統計などの入手には  
 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターHP へアクセス！ (<http://www.jaish.gr.jp/>)  
 法令・通達、リスクアセスメント情報、災害事例、災害統計、健康づくりなどの情報を閲覧することができます。
- リスクアセスメントの導入・運用にあたっては、次の指針を参考に  
 平成18年3月10日 指針公示第1号  
 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（リスクアセスメント指針）



～ お問い合わせは ～  
 松江労働基準監督署 安全衛生課  
 TEL (0852) 31-1166

## 1 災害発生要因を事前に排除する方法

従来の災害防止の方法は、災害が発生した際の再発防止対策等に基づく対策が主でしたが、この方法だけに頼っていると、事例が少なくなれば対策も少なくなります。必ずしも作業現場における危険源の減少と比例していないため、安全管理活動に行き詰まりを生じることとなるので危険性の事前評価を計画的に実施し、潜在的にある危険源を未然に除去または低減する以外に手立てがなくなってきました。

## 2 対策の優先付けが可能となり費用対効果が向上する方法

対策を検討する時に関係する、緊急性、対策の順序、人材や資金など、対策に必要な経営資源などを明らかにし、実際に具体化できる計画を立てることで、良い費用対効果が実現できます。

## 3 安全配慮義務の履行に不可欠な方法

労働安全衛生法は、規定に違反した場合、刑罰をもって労働災害防止についての措置を事業者に強制していますが、労働安全衛生法を守っているからといって民事上は完全に義務をつくしているとはいえ、法令以上に安全対策上必要である措置をとっていないと、民事上の責任は免れることはできません。

安全配慮義務を履行するには次の2つの義務を履行する必要があります。

- ・ 危険予知の義務  
対象業務を決め、予見可能な誤使用を含め起因する危険源を特定し危険性を事前評価すること。
- ・ 結果回避の義務  
リスクを除去したり低減させ、残存したリスクに対して労働者にその存在などを示し、日々のKY活動などで危険が顕在化しないように対策をとること。

## 4 「説明責任」を全うする上で不可欠な方法

部下の安全を保障するのは上司の責務であり、安全を確保するために、定められた責務を上司としてどのように受け止め、どのように履行したかなどを部下に説明する責任が必要となってきました。

職場の管理監督者は、部下の誰一人ケガをさせないために、職場にあるすべての危険要因を発見し、評価し、対策を行なう必要があります。もしも完全に除去できなかった場合、危険の一部を部下にゆだねなければなりません。その時は、残った危険を説明し、作業手順や安全確認事項を的確に示すことが安全配慮義務を履行したことになります。

## 5 作業者の直接的な判断を活用するので実効が上がる方法

職場の危険を一番感じたり知っているのは、危険と直面している労働者です。労働者に参加してもらい労働者の直接的な判断による危険を発見し、具体的に対策をとることが、職場の危険を除去する上で効果的であり、労働者の参加意欲も生まれ、職場の安全レベルも向上します。

## 6 管理監督者と作業者との危険に対する共通認識ができる方法

職場の危険源を特定し、その発生頻度や重大性の評価を現場で話し合いながら進めていくことにより、厳密な意味での“危険”が明らかになります。“危険”といっても、管理監督者、安全担当者、作業者（ベテラン、新人）など、人によってその捉え方は様々です。リスクアセスメントのリスク評価の段階では、その危険度を話し合いながら決めるために、危険に対する共通認識が生まれます。

## 7 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になる方法

リスクの評価に基づき対策を実施する過程で、技術的、時間的、経済的、人的な理由から、許容されるリスクまで危険度をすぐには低減できないことがあります。このような場合、作業者に注意喚起を促すこととなりますが、リスクアセスメントをしていないと、なぜ注意して作業をしないとならないのか理由が明確になりません。リスクの評価、対策を具体的に話し合いながら決めていくことにより、どのような注意をどういう時に行なわなければならないか理解され、守るべき決め事が守られることとなります。